



# 埼玉県報

第 2 5 6 6 号  
平 成 2 6 年 2 月 7 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人指定事項変更告示\(税務課\)](#)
- [一般競争入札による県有財産の売却に関する告示\(管財課\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [ふるさとの緑の景観地の指定\(みどり自然課\)](#)
- [志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [埼玉県中央児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する入札公告\(中央児童相談所\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [所沢都市計画下水道の変更\(都市計画課\)](#)
- [埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(政策調査課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消告示\(川越県税事務所\)](#)
- [県道川越入間線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [一般国道299号の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道下小鹿野吉田線の供用の開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

### 雑報

- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

### 正誤

- [埼玉県告示第1508号中訂正\(社会福祉課\)](#)
- [埼玉県越谷県土整備事務所長告示第14号中訂正\(越谷県土整備事務所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第百七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年一月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ひだか福祉サポートセンター
- 三 代表者の氏名  
鈴木 尚正
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県日高市武蔵台七丁目七番地九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、福祉関係法律の理念に則り、高齢者を中心とする福祉サービスの提供や相談支援を広く社会で行い、人権の擁護並びにさらに豊かで文化的かつ民主的な地域社会を構築することに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年一月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あかり
- 三 代表者の氏名  
川岸 恵子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県久喜市吉羽一丁目三十二番地二十四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がいを持つ子どもや大人が、生涯を通して生活する場所、仕事、余暇活動等において一人一人が選択技のある人生を送ることができるとのシステムを創り、障がいのある人も障がいのない人も共に支えあい安心して住むことのできる地域社会づくりを目的とします。

## 告 示

埼玉県告示第百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人誠会

三 代表者の氏名

相馬 好昭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市栄一丁目七番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者、子育て中の人、地域に心身共に健やかで、当たり前に生活ができるように、又、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野に活動参加できるよう、その環境、年齢、及び心身の状態に応じ、必要なサポートを総合的に提供されるように援助することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第百七十九号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第二十三条第三項の規定により、証紙代金収納計器取扱人指定事項変更届が提出されたので、同条第六項の規定により告示する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上田清司

変更前	変更後	変更年月日
財団法人関東陸運振興財団	一般財団法人関東陸運振興センター	平成二十四年四月一日
社団法人埼玉県自動車整備振興会	一般社団法人埼玉県自動車整備振興会	平成二十五年四月一日

# 告示

埼玉県告示第百八十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 入札内容

イ 件名

土地の売却

ロ 物件の表示

物件番号 一

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
埼玉県春日部市粕壁東三丁目 千七百四十七番一	宅地	四百十三・七四
埼玉県春日部市粕壁東三丁目 千七百四十七番五	宅地	四十九・九〇

物件番号 二

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
埼玉県川越市仙波町四丁目二八番五	宅地	一八百七十六・四七

建物の所在	種類	延べ床面積(平方メートル)
埼玉県川越市仙波町四丁目二八番地五	アパート	八百六十九・四〇
埼玉県川越市仙波町四丁目二八番地五	アパート	三百九十六・〇六
埼玉県川越市仙波町四丁目二八番地五	自転車置場	十三・二八

物件番号 三

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
埼玉県朝霞市膝折町四丁目 二千五十四番六	宅地	四百九十六・七五

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に該当する者は、入札に参加できない。

イ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定に該当する者

ハ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ニ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四条第一項に規定する暴力主義的壞的活動を行う団体及びその構成員

ホ 当該物件の購入目的が風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに関連する業務に係る場合における買受けの申出人

ヘ ハ、ニ又はホに該当する者から委託を受けた者

ト 県に提出した書類に虚偽の記載をした者

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問合せ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県総務部管財課財産利活用担当 田野

電話〇四八―八三〇―二五八四（直通）

#### 四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十六年三月十二日（水）から十四日（金）までの午前十時から午後四時までの間（正午から午後一時までの間を除く。）に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(一) 日時

(一) 物件番号一

平成二十六年三月十九日（水）午前十時三十分から

(二) 物件番号二

平成二十六年三月二十日（木）午前十時三十分から

(三) 物件番号三

平成二十六年三月二十日（木）午後一時三十分から

（2） 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

職員会館B〇二会議室

八 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

二 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額（銀行振出の小切手又は現金により納付すること。）

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

へ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。



# 告示

埼玉県告示第百八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 名称

特定非営利活動法人ヒューマンソーシャルハーモニー研究所

## 二 代表者の氏名

臼井 智香子

## 三 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市桜田三 十五十一

## 四 当該認定の有効期間

平成二十六年二月七日から平成三十一年二月六日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第百八十二号

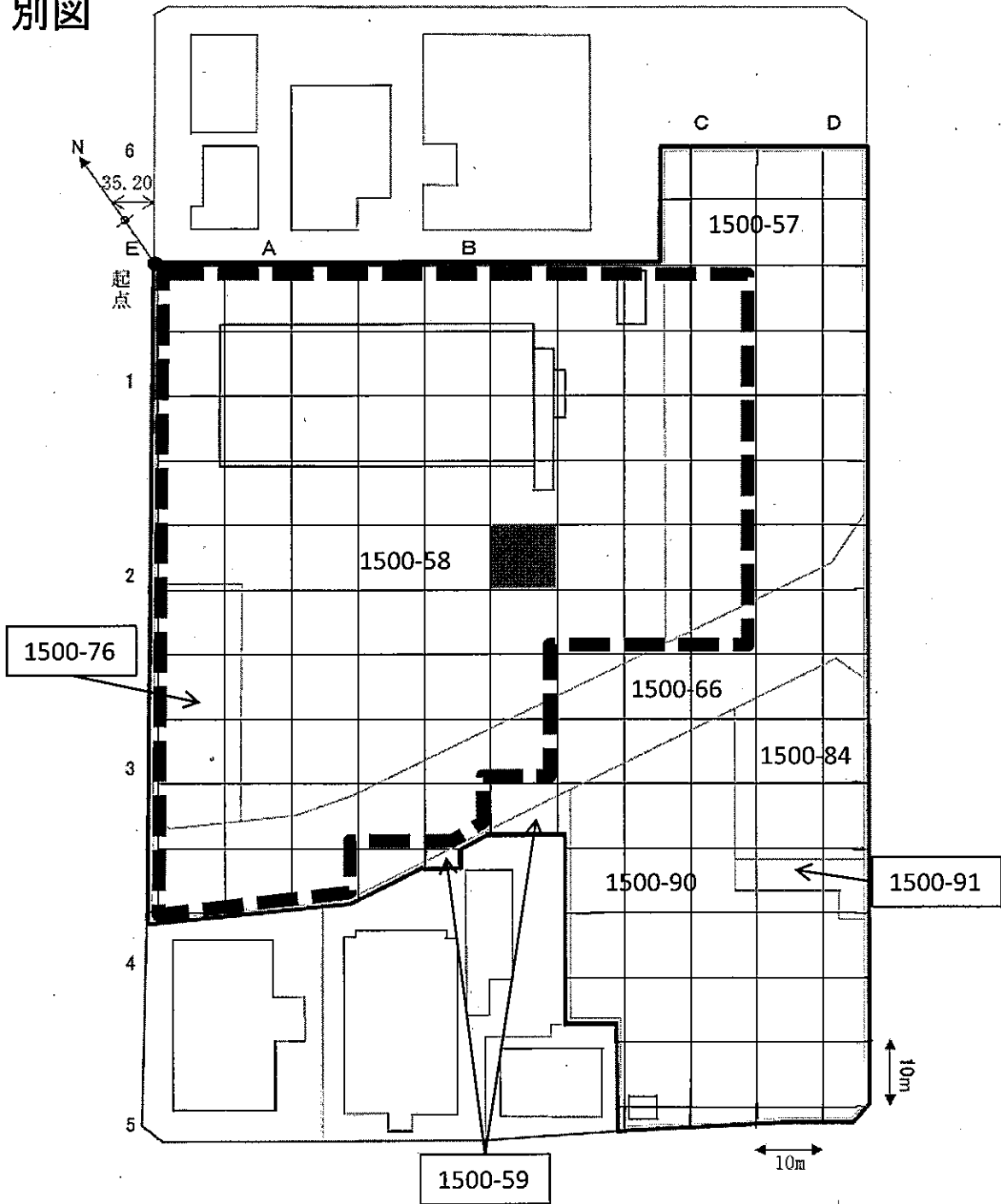
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県ふじみ野市福岡一丁目千五百番五十八の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

# 別図




**起点**  
 起点は、埼玉県ふじみ野市  
 福岡一丁目1500-58の敷地  
 境界の最北端

 調査済範囲

**格子の回転角度 35.20度**  
 起点を通り、東西方向及び南北方  
 向に引いた線並びにこれらと並行  
 して10m間隔で引いた線により構  
 成される格子を、起点を支点に右  
 方向に回転させた角度

**凡例**

 30m格子内の枝番

形質変更時  
 要届出区域

1	2	3
4	5	6
7	8	9

# 告示

埼玉県告示第百八十三号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和五十四年埼玉県条例第十号）第七条第一項の規定により、次の地域をふるさとの緑の景観地として指定する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上田清司

ふるさとの緑の景観地の名称及び区域

名称	区域
所沢市小手指ふるさとの緑の景観地	<p>所沢市北中一丁目            二五一番二、二五二番六、一四四七番五、一四四八番一            所沢市東狭山ヶ丘四丁目            二六四六番五、二六四六番七            所沢市北野新町一丁目            一番一の一部、一番二、二番一、二番二、二番三、二番四、二番五、二番六、二番七、二番八、二番九、二番一〇、二番一一、二番一二、二番一三、二番一四、二番一五、二番一六、二番一七、二番一八、二番一九、二番二〇、二番二一、二番二二、二番二三、二番二四、二番二五、二番二六、二番二七、四番一、四番二、四番三、四番四、四番五、四番六、四番七、四番八、四番九、四番一〇、四番一一、四番一二、四番一六、四番一七、四番一八、五番一、六番三〇、六番三四、六番三五、六番三六、六番四一、六番五二            所沢市北野新町二丁目            一番五、一番一二、一番二九、一番三〇、一番三一、一番三三、四番一四、四番二二、六番一、六番二、六番三            所沢市若狭二丁目            一四五一番四、一四五二番二三、一四五一番三九、一六六七番一、一六六八番一、一六六</p>

九番一、一六六九番二、一六六九番四、一六  
八〇番一、一六八〇番六、一六八〇番七、二  
六三六番二、二六三九番一、二六四八番一〇  
の一部、二六五〇番

# 告 示

埼玉県告示第百八十四号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第百八十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県中央児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成26年4月1日(火)から平成28年9月30日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県上尾市大字上尾村1242番地1 埼玉県中央児童相談所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・制作並びにその他役務」のA等級に格付けされ、「給食業務」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。



- (5) 平成23年4月1日(金)から平成26年2月7日(金)までの間において、児童相談所一時保護所、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校において給食調理業務を1年以上誠実に履行した実績又はこれと同等のものがあること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒362-0013 埼玉県上尾市大字上尾村1242番地1 埼玉県中央児童相談所総務担当 川田・梶原 電話048-775-4152

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成26年3月24日(月)午前10時から平成26年3月27日(木)午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

平成26年3月24日(月)午前10時から平成26年3月26日(水)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

平成26年3月24日(月)午前10時から平成26年3月27日(木)午前9時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県中央児童相談所 平成26年3月27日(木)午前9時45分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年3月6日（木）午前10時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年2月20日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775( 直通 ))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成26年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延長し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required :

Prepared food service of temporary shelter of the Chuuou child guidance center , Saitama Prefectural Government .

(2) Tender Deadline :

9:30 a.m. , March 27, 2014 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. , March 26, 2014)

(3) Contacts :

General Affairs Group of the Chuuou child guidance center , Saitama Prefectural Government , Ageomura 1242-1, Ageo-shi , Saitama-ken 362-0013  
Telephone : 048-775-4152

# 告示

埼玉県告示第百八十六号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人誠昇会北本共済病院	埼玉県北本市大字下石戸下五百十一番地一	平成二十六年一月二十五日

# 告 示

埼玉県告示第百八十七号

所沢市長から所沢都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第百八十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務 2,330,280部 × 4回

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成27年3月31日（火）まで

### (4) 履行場所

県内全域

### (5) 入札方法

入札書には、8ページ物（2回）1部当たりの単価及び4ページ物（2回）1部当たりの単価並びに各単価に予定数量と回数を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額に当該合計額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整のための担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、速やかに指示に対応できる体制がとれること。

(6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。

- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する県内の全世帯（県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に「埼玉県議会だより」を一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 古橋 電話048-830-6257（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県議会事務局総務課分室 平成26年4月4日（金）午後2時

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成26年4月3日（木）午後5時

なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{入札書に記載する金額} (8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,330,280 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{入札書に記載する金額} (4 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,330,280 \text{ 部} \times 2 \text{ 回}) \times 1.08 \times 0.05$

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{契約単価} (8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,330,280 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{契約単価} (4 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,330,280 \text{ 部} \times 2 \text{ 回}) \times 1.08 \times 0.1$

- (3) 入札者に要求される事項



この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記 3 (1)の提出場所に平成26年 3 月24日 ( 月 ) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 ( 平成 7 年埼玉県規則第106号 ) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年 2 月20日 ( 木 ) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 ( 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 ( 直通 ) ) へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者から提出された報告書に基づき検査を行い、当該検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成26年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and

newspaper insertion of “ Saitama Prefectural Assembly News ” 2,330,280  
copies four times per year

- (2) Time-limit for tender : 2:00 p.m.,April 4, 2014(tender submitted by  
mail 5:00 p.m.,April 3, 2014)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Group, Legislature  
and Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat,  
Takasago 3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,Telephone  
048-830-6257

# 告示

埼玉県川越県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十六年二月七日

埼玉県川越県税事務所長 山 瀬 陽一郎

氏名又は名称	有限会社高坂石油
代表者の氏名	代表取締役 亀山 忠生
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県東松山市高坂九百六十九番四号
指定取消年月日	平成二十五年十二月三十一日

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅井 義明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
二地先まで 同市大字堀兼字平野三七番	狭山市大字堀兼字平野一番 地先から	区 間
九・二〇 一三・二〇	六・六〇 一〇・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	六二・六〇	延 長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

路線名	二百九十九号
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町三山字鳥屋一九四四番一地从ら同郡同町三山字マミ穴三〇四一番一地从先まで
供用開始の期日	平成二十六年二月七日
備考	平成二十六年一月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六四・三一メートル

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦



路線名	下小鹿野吉田線
供用開始の区間	秩父市下吉田字小暮三四六五番一地 先から同市下吉田字上野四〇七四番 二地先まで
供用開始の期日	平成二十六年二月七日
備考	平成二十六年一月二十四日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三九・一〇メートル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年十月八日

指令川建セ第二五〇〇八一〇号

二 検査済証番号

平成二十六年一月二十七日

川建セ第二五〇一二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字和泉字八垣千五百九十七番二、千六百十一番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字和泉千六百十一番地一

森田 太作

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年二月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

指 定 番 号	十四号
指 定 道 路 の 種 類	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 四 号
指 定 の 年 月 日	平 成 二 十 六 年 一 月 二 十 七 日
指 定 道 路 の 位 置	埼 玉 県 飯 能 市 双 柳 九 百 七 ノ 一 〜 九 百 五 ノ 一
指 定 道 路 の 延 長 ( 単 位 メ ー ト ル )	十 三 ・ 〇 〇 メ ー ト ル
指 定 道 路 の 幅 員 ( 単 位 メ ー ト ル )	九 ・ 〇 〇 メ ー ト ル

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十六年一月二十八日

指令川建セ第二四 一四九二号

二 検査済証番号

平成二十六年二月五日

川建セ第二五 一三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見字山之根三三 番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市神明町一丁目八番三 号 ファミール東松山201

岡崎 康友 岡崎 恵美子

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年二月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十六年一月二十八日

指令川建セ第二五 二三一号

## 二 検査済証番号

平成二十六年二月五日

川建セ第二五 一三六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字岡谷七 四番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字田甲六五九番地三

金子 浩久

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十五年十一月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十六年二月七日

埼玉県病害虫防除所長 相 崎 万裕美





東京都港区				7.6	3.5	0.01	0.31	1.2	1.2							
株式会社ジェイ・アール・エス三ヶ島工場 埼玉県所沢市	H25. 11.21 株式会社ジェイ・アール・エス 三ヶ島工場 埼玉県所沢市	食品残渣発酵飼料	25.11													
				14.2	7.4	0.10	0.16	1.4	3.3							-
三幾飼料工業株式会社 埼玉県草加市	H25.11.26 三幾飼料工業(株) 草加工場 埼玉県草加市	60%フィッシュミール	25. 11	60.0 以上	12.0 以下					23.0 以下						
				64.7	8.0	6.06	2.46	0.0	20.1							-

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

**正 誤**

埼玉県告示第千五百八号（平成二十五年十月二十九日第二千五百三十九号）中訂

正

ページ 表中

行

五 名称

前から二

誤

別表のとおり。

正

別表のとおり。

誤

訪問看護リハビリステーション緑	越谷市東越谷 2 - 1 7 - 6	株 式 会 社 礎	訪 問 看 護	平成 25 年 10 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	

正

訪問看護リハビリステーション緑	越谷市東越谷 2 - 1 7 - 6	株 式 会 社 礎	訪 問 看 護	平成 25 年 10 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	

# 正 誤

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号（平成二十五年八月三十日第二千五百二十二号）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

春日部市大字藤塚字荻原一五八四番三地先から

同市大字藤塚字荻原一六二〇番六地先まで

正

春日部市藤塚字荻原一五八四番三地先から

同市藤塚字荻原一六二〇番一地先まで